

市町村・農協・と畜場・死亡牛関連業者の皆様へ

平成31年4月1日より、死亡牛のBSE検査対象月齢が変わります

① 96か月齢以上の死亡牛

② 起立不能等であった死亡牛【48か月齢以上】

例：死亡前に歩行困難、起立不能または神経症状のあった牛

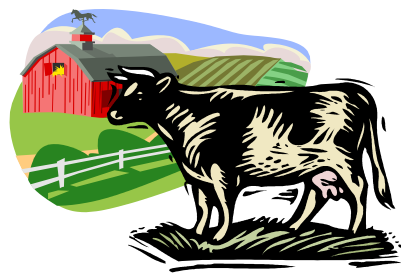
③ BSEを疑う症状のあった死亡牛【全月齢】

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛



上記①～③については、
BSE検査を行う必要があります

農場から検査対象の変更等
について、問い合わせがあった
場合には、対応をお願いします。



ご不明な点がございましたらお問い合わせください。
北海道網走家畜保健衛生所(電話)0157-36-0725